

海津市公共交通計画等改定調査業務委託選定委員会設置規程（案）

（設置）

第 1 条 この規程は、海津市公共交通計画等改定調査業務委託(以下「業務委託」という。)の受託者の選定をプロポーザル方式で実施するにあたり、厳正かつ公正な審査を目的とする海津市公共交通計画等改定調査業務委託選定委員会(以下「選定委員会」という。)の設置に必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議した上で、当該業務委託にふさわしい受託者を選定するものとする。

- （１） プロポーザルの審査に関すること。
- （２） 受託者の選定に関すること。
- （３） 前各号に掲げるもののほか、プロポーザル方式の実施に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 選定委員会は、委員長 1 人、委員 5 人をもって組織する。

- 2 委員長は、海津市地域公共交通会議会長をもって充てる。
- 3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は、次の者をもって充てる。
 - （１） 海津市地域公共交通会議副会長
 - （２） 学識経験者
 - （３） 海津市市民環境部長
 - （４） 海津市建設水道部長
 - （５） 海津市市民環境部市民活動推進課長

（会議）

第 4 条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集する。ただし、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、当該会議に出席した過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要があるときは選定委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、海津市市民環境部市民活動推進課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2019年1月16日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、2020年3月31日限り、その効力を失う。